

アメリカ市場

出品時の規制・認証・販売上の留意点(食品分野)

第1部:アメリカ輸出に必要な認証・規制(ないと輸出できないもの)

【食品全般】

- ・ 輸入食品は米国食品医薬品局(FDA)の事前通知(Prior Notice)が必要 (Food Safety Modernization Act / FSMAに基づく)
- ・ 輸出前に製造施設のFDA登録(食品施設登録制度)が必須
- ・ 成分表示・栄養成分ラベル(Nutrition Facts)、アレルギー表示はFDA規則に準拠
- ・ 有害物質・禁止添加物(例:一部着色料、防腐剤)の規制あり
- ・ 輸入時に税関・国境取締局(CBP)による検査対象となる場合あり

出典:

<https://www.fda.gov/food>

<https://www.cbp.gov/trade/basic-import-export>

第2部：継続出品のための制度・規制

【食品全般】

- ・ FSMAの「外国供給業者検証プログラム(FSVP)」に基づく輸入者責任(輸入者側での安全性管理)
- ・ ラベル更新義務(法改正時や表示様式の変更時)
- ・ 特定原料(例:乳、卵、ピーナッツ、甲殻類、小麦、大豆、ナッツ類、ゴマ)のアレルゲン表示義務遵守
- ・ リコール対応体制(Recall Plan)の整備

第3部:輸出時の確認事項および規制品目

【米国輸出が禁止されている品目】

- ・肉類(牛肉・豚肉・鶏肉を含む畜産物)
- ・卵(生卵)/牛乳(生乳・未殺菌乳製品)
- ・動物由来のゼラチン/コラーゲン等(特に畜産物が原材料に含まれている場合は要注意)

【認証・書類等が必要な原材料】

- ・魚介類(魚種によって認証や書類が必要)

【輸出前に行うこと】

- ・輸出を行う前に、製品規格書および製造工程表をご送付いただき、アメリカへの輸出可否を判断。
- ・弊社にて使用されている原材料の確認を行わせていただきたく存じます。